

八千代市職員措置請求監査結果公表

八千代市監査委員



八 監 第 4 9 6 号

令 和 2 年 3 月 2 3 日

(省略) 様

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 江 野 澤 隆 之

八千代市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

地方自治法第242条第1項の規定により，令和2年1月30日に收受しました八千代市職員措置請求に係る監査の結果について，同条第4項の規定により，次のとおり通知します。

第1 請求の内容

- 1 請求人 (省略)
- 2 收受日 令和2年1月30日

3 請求の要旨

請求人から提出された八千代市職員措置請求書及び事実証明書から、本件措置請求の要旨を次のように解した。なお、原文は別紙のとおりである。

(1) 対象となる機関・職員

八千代市長，副市長，健康福祉部長，健康福祉部次長及び障害者支援課長（以下「市長等」という。）

(2) 対象となる財務会計上の行為

八千代市（以下「市」という。）が，社会福祉法人佑啓会（以下「補助事業者」という。）に対し，補助金交付の要件が整っていなかったにもかかわらず，不適切な審査で令和元年5月23日に平成30年度の八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金（以下「補助金」という。）4,264,000円を支払ったこと。

(3) 違法又は不当である理由

市長等は，補助事業者の運営する施設（以下「補助事業者施設」という。）において，補助金の交付要件である重度重複障害者に対する医師の指示書等に基づく医療的ケアの実績がなかったにもかかわらず，補助事業者に求めた提出書類は補助事業者の「自己申告書」だけで，医療的ケアを行った事実を証明する医師の指示書等を一切確認せず，現地査察を実施しないなど不適切な審査で補助事業者に補助金を交付した。

また，次の事実を把握していたにもかかわらず，交付した補助金の再検証及び再審査を実施しなかった。

ア 関係者の発言や補助事業者が市に提出した書類等から，そもそも補助事業者施設に医療的ケアを必要とする重度重複障害者は在籍していなかったこと。

イ 補助事業者が実績報告書に添付して市に提出した書類に、補助事業者が重度重複障害者に対して医療的ケアを行ったことを示す報告が記録されていないこと。

ウ 補助事業者が人員不足等を理由に受入れを拒否していたこと。

これらのことは、八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）、八千代市補助金等交付規則（以下「補助金交付規則」という。）、八千代市職員服務規程及び地方公務員法上の違法又は不当な行為である。

なお、補助事業者の一部の行為は、どこの施設でも日常的に行っている行為で、これは医師の指示書を必要としない行為であり、補助金の交付対象外である。

(4) 市に生じている損害

市は、4,264,000円の損害を被った。

(5) 請求する必要な措置

ア 早急に、市は第三者委員会を設置し、補助事業者に支払った平成30年度分の補助金の再審査を行い、結果を議会で報告すること。

イ 補助事業者の補助金受給に不正な行為があった場合、また、再審査の結果が、市に過失があつて補助金を交付したことが明らかになった場合は、補助金交付規則第18条の規定により、補助事業者に補助金の返還を求めること。また、補助事業者の行為が悪質と判明した場合は、刑事告訴すること。

ウ 補助金の交付が、市長等の過失が要因で市に損害を与えたことが明らかになった場合は、市長等に賠償責任を含めた懲戒処分を下すこと。

エ 早急に、専門家を交えて補助金交付要綱及び市が定めた医療的ケア16項目を見直し、改善及び改正を図ること。

(6) 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

ア 本件監査は、医師法、保健師助産師看護師法、症例の処置方法、処置内容等の専門的知識を有し、また、障害者施設における利用者の命に係わる安心安全な医療的ケアの実状と運営の知識を有する監査委員が不可欠である。

イ 市と補助事業者には、不自然な関係が様々あるため、本件監査は、市及び補助事業者と全く利害関係がなく、公正、公平及び厳正な監査を必要とする事案である。

第2 請求の受理

1 受理日

本件措置請求は、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和2年1月31日、受理することを決定した。

なお、請求人の求める必要な措置のうち懲戒処分等の措置は、自治法第242条第1項に規定する住民監査請求で求めることができる措置には該当しないと判断した。

2 暫定的停止勧告の要否

本件措置請求のあった行為は、自治法第242条第3項に規定する「当該行為が違法であると思料するに足る相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要がある」場合に該当しないものとして、令和2年1月31日、暫定的停止勧告は行わないことを決定した。

3 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査の要否

請求人は、当該補助金について医療の専門的知識を有し、かつ、市及び補助事業者と全く利害関係のない監査委員による、公正、公平及び厳正な監査を必要とする事案であるとし、自治法第252条の43第1項の規定に基づき、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

しかしながら、自治法第252条の28の規定により、普通地方公共団

体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、かつ、弁護士、公認会計士、行政機関において監査等に従事した当該実務に精通する者又は税理士とされている。

また、住民監査請求は、地方公共団体の住民が、当該団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、これを予防し又は是正することで、住民全体の利益を守ることを目的とする制度であり、医学的見地からの是非を判断するものではない。

さらに、監査委員は市長から独立した立場において、自治法第198条の3第1項の規定により、その職務を執行するに当たっては、常に公平不偏の態度を保持して、監査をしなければならないとされている。

よって、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められないため、令和2年1月31日、監査委員による監査を実施することを決定した。

第3 監査の実施

1 監査の対象事項

本件措置請求から、平成30年度の補助金の交付が、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査の対象事項とした。

2 監査の対象部課

健康福祉部障害者支援課

3 監査の期間

令和2年1月31日から令和2年3月17日まで

4 弁明

令和2年2月6日に市長から弁明書及び関係資料が提出された。弁明書の要旨は、次のとおりである。

(1) 補助金交付における不適切な審査について

補助事業の実績を確認する書類として、重度重複障害者に対する医療的ケアの内容が記載された名簿、生活介護サービス提供実績記録票、介護給付費・訓練等給付費等明細書、看護職員の出勤状況が分かる資料等を補助金実績報告書に添付させており、この添付書類から補助事業の実績を十分確認できるものであり、不適切な審査ではない。

よって、補助金交付規則及び補助金交付要綱に従い、適切な審査により補助金を交付している。

(2) 補助事業として市が定める医療的ケアについて

市が定める医療的ケアは、平成17年7月26日医政発第0726005号厚生労働省通知「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」における「原則として医行為ではないと考えられるもの」で示される一部の行為も補助事業としており、16項目全てが医師の指示書又はそれに類する書類が必要とされる医行為に該当するわけではない。

(3) 市の損害について

市は、公益上の必要性から補助金を創設し、また、関係法令を遵守した上で、補助金交付規則及び補助金交付要綱に従い、適法かつ適切に補助金を交付している。

よって、請求人が主張するような事実はなく、市は損害を被っていない。

5 陳述

自治法第242条第6項の規定により、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和2年3月4日に請求人の陳述を聴取した。

また、同日に市の関係職員の陳述を聴取した。

なお、請求人の希望により、請求人の陳述では市の関係職員の立会いを認めず、市の関係職員の陳述では請求人の立会いを認めることとし、さらに、陳述の傍聴は認めないこととした。

第4 監査の結果

1 主文

本件措置請求に理由がないと認め、これを棄却する。

2 確認した事実

本件措置請求及び陳述の内容について、関係書類等を照合するとともに調査を実施し、以下の事実を確認した。

(1) 補助金交付要綱について

市は、補助金交付要綱を平成30年3月30日に告示（平成30年八千代市告示第113号）し、平成30年4月1日から施行した。

この補助金交付要綱の趣旨は、補助金交付要綱第1条に「重度重複障害者に対し生活介護を提供する生活介護事業所が適正な通所施設の運営を行うために必要な経費に対し補助金を交付する」と規定されている。

また、補助金交付要綱第2条第1号に重度重複障害者の定義が、第3条第1項第1号及び第3号に補助事業として市内の生活介護事業所が重度重複障害者に対して実施すべき行為が次のとおり規定されており、これらの規定に「医療的ケア」の用語も使用されている。

（補助金交付要綱【抜粋】）※「医療的ケア」に下線

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 重度重複障害者 次のいずれにも該当する障害者として市長が認める者をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所が最重度又は重度の知的障害者と判定した者であること。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の障害のある者であること。

ウ 人工呼吸器の管理、気管切開部の処理、たん吸引その他の看護師が行う医療的ケアを必要としていること。

(2)～(8) (略)

(補助事業等)

第3条 補助金は、次のいずれにも該当する生活介護事業所に対して交付する。

(1) 本市において生活介護の提供を行っていること。

(2) (略)

(3) 3人以上の重度重複障害者に対し、入浴、排せつ及び食事の介護を提供し、並びに看護師が行う医療的ケアを行っていること。

(4) (略)

2 (略)

(2) 補助金の交付申請から交付（支出）までの経緯

ア 交付申請

平成30年4月1日に補助事業者から市に補助金交付申請書及び交付申請に必要な書類が提出され、市は書類審査を実施した上で、同日に補助金を3,419,000円とすることを決定し、補助金交付決定通知書により補助事業者に通知した。

イ 変更承認申請

平成31年3月31日に補助事業者から市に補助金事業変更承認申請書及び変更承認申請に必要な書類が提出され、市は書類審査を実施した上で、同日に補助金を3,419,000円から4,264,000円に変更することを決定し、補助金変更承認決定通知書により補助事業者に通知した。

ウ 実績報告

平成31年3月31日に補助事業者から市に補助金実績報告書及び実績報告に必要な書類が提出され、市は書類審査を実施した上で、同日に補助金を4,264,000円と確定し、補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知した。

エ 交付（支出）

平成31年4月21日に補助事業者から市に補助金交付請求書が提出され、市は会計管理者の審査を経た上で、令和元年5月23日に補

助事業者に対し4,264,000円を支出した。

(3) 補助金の審査方法について

補助金交付要綱第6条及び第10条において、補助事業者が交付申請書及び実績報告書を市に提出する際に添付すべき書類が規定されており、規定されている全ての添付すべき書類が市に提出された。

また、補助金交付規則第4条第1項及び第13条において、市は補助金の交付申請及び実績報告がなされた場合は、書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により必要事項を調査する旨が規定されており、市は交付申請及び実績報告に際し、提出された書類の書類審査を実施した。

(補助金交付要綱【抜粋】)

(交付申請書等)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付申請書(第1号様式)によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 利用予定者名簿
- (4) 八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金所要額調書(第2号様式)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書等)

第10条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金実績報告書(第6号様式)によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 利用者名簿及び利用実績
- (4) 看護職員名簿及び出勤状況が確認できる書類
- (5) 八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金精算額調書(第7号様式)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付規則【抜粋】) ※審査(調査)方法に下線

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により次に掲げる事項を調査し、補助金等を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 (略)

(補助金等の額の確定等)

第13条 市長は、前条第1項前段の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(4) 市が定める医療的ケアについて

市は、補助事業の交付申請と審査事務等において、平成30年4月1日に施行された補助金交付要綱の医療的ケアを具体的に定める必要があることを理由に、補助金交付要綱第13条に規定する市長が別に定めるものとして、平成30年7月24日に次の16項目を市が定める医療的ケアとした。

この市が定める医療的ケアには、医師の指示書等を必要としない行為も含めている。

(補助金交付要綱【抜粋】)

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(市が定める医療的ケア【原文のとおり】)

八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付要綱第2条第1号ウに規定する医療的ケアとして市長が定めるものについて

(医療的ケア)

第1 医療的ケアは、下表のとおりとする。

1	人工呼吸器の管理	9	浣腸
2	気管切開部の処理	10	摘便
3	たん吸引	11	カテーテル（コンドーム留置）の使用
4	ネブライザーの実施	12	ストーマ・膀胱ろうの管理
5	経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻）	13	酸素療法
6	中心静脈栄養の管理	14	バイタル管理
7	導尿	15	皮膚ケア（じょくそうの処置）
8	点滴の管理	16	処方薬の管理

3 判断

請求人は、補助事業者施設において補助金の交付要件である医療的ケアの実績がなく、そもそも補助事業者施設に医療的ケアを必要とする重度重複障害者が在籍していないにもかかわらず、市が不適切な審査で補助金を交付し、また、交付した補助金の再検証及び再審査をしなかったことは違法又は不当であり、市は損害を被ったと主張している。

そこで、補助金の交付要件である重度重複障害者に対する医療的ケアの実績があったか否か、また、補助金の審査手続において違法又は不当な財務会計上の行為があったか否かを検討する。

(1) 重度重複障害者に対する医療的ケアの実績について

補助金の交付要件である重度重複障害者に対する医療的ケアの実績については、補助事業者から市に提出された書類において、補助事業者が市の定めた医療的ケアを重度重複障害者に対して実施していたことが示されていることから、補助事業者施設において医療的ケアの実績がなく、そもそも補助事業者施設に医療的ケアを必要とする重度重複障害者が在籍していないとする請求人の主張は認められない。

なお、請求人は医療的ケアに医師の指示書等を必要としているのに対し、市は医療的ケアに医師の指示書等を必要としない行為も含めることとしており、請求人と市の医療的ケアの定義に相違がある。

この点については、自治法第232条の2（寄附又は補助金）において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されており、公益上の必要性があるか否かの判断は、市に一定の裁量権があると解されていることから、補助金交付要綱の趣旨等を勘案すると、補助金交付要綱を制定し、医師の指示書等を必要としない行為を含め医療的ケアを具体的に示した市の判断が、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認められず、また、行政運営において妥当性を欠く又は適当でない行為とはいえない。

(2) 補助金の審査手続について

補助金の審査手続については、市は補助金交付規則及び補助金交付要綱に従い、補助事業者から市に補助金の交付申請、変更承認申請及び実績報告において必要な書類を提出させた上で、適正に書類審査を実施していたことが、市への提出書類から認められた。

また、請求人は、補助事業者の「自己申告書」だけの審査をし、「現地査察（現地調査）」を実施していなかったと主張しているが、前述のとおり補助事業者から市に提出された書類において、補助事業者が市の定めた医療的ケアを重度重複障害者に対して実施していたことが示されており、現地調査については、補助金交付規則に「必要に応じて行う」と規定されていることから、現地調査を実施しなかったことを理由に、補助金の審査手続が違法又は不当であったとはいえない。

よって、市は適正に書類審査を実施し補助金を交付しており、市に提出された書類に疑義等が生じていない以上、現地調査が必要だったとはいえないことから、市が不適切な審査で補助金を交付し、また、交付した補助金の再検証及び再審査をしなかったことは違法又は不当であるとする請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないと認め、主文のとおり決定する。

(別紙) 請求人からの職員措置請求書

原文のとおりだが、個人名は「■■■」とし、誤字等を一部修正している。

八千代市職員措置請求書

1 請求の要旨

(1) 措置請求の対象者並びに財務会計上の行為。

措置請求の対象者は、八千代市長、副市長、健康福祉部部長、次長、障害者支援課長（以後、市長等と言う）である。

「市長等」は、社会福祉法人佑啓会（以後、佑啓会と言う）に対し、補助金交付の条件が整っていなかったが、不適切な審査で令和元年5月23日、平成30年度分の補助金（公金）4,264,000円を支払った。

「市長等」は、補助金交付の理由を、平成30年3月30日制定「八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付要綱（以後、補助金交付要綱と言う）」により、佑啓会が運営する「ふる里学舎八千代」の生活介護事業において、3人以上の重度重複障害者に看護師が行う医療的ケア16項目のいずれかを行うと共に、補助金交付の諸条件を満たしていた。ためとしている。

しかしながら、佑啓会が重度重複障害者に対し、医師の指示書に基づいて行った医療的ケアの実績はなかった。その証明として、佑啓会が「市」に提出した「平成30年度重心事業報告書」並びに「八千代市手をつなぐ親の会と障害者支援課の意見交換会議事録」の他幾つかの事実がある。

「市長等」が補助金交付にあたり佑啓会に求めた提出書類は、「補助金交付要綱」に記載の補助金申請書、事業報告書、事業計画書、収支決算書、利用者名簿、利用実績、看護職員の名簿等で、佑啓会自らが医療的ケアを実施したと主張する「自己申告書」だけの審査であった。

「市長等」は、利用者の命にかかわる、安心安全な医療的ケアを行った事実を証明する「医師法」並びに「保健師助産師看護師法」（以後、保助看法とする）に基づく「医師の指示書」並びに「保護者または本人への説明書兼同意書」「利用者の診断書」「現地査察」等を一切確認、検証しない不適切な審査で、佑啓会に補助金（公金）を交付した。

（尚、本事案に係わる「市長等」の一連の行為を、以後、「本件行為」と言う）

(2) 補助金交付に関する不適切な審査並びに違法、不当な行為。

佑啓会が平成30年度（平成30年4月～平成31年3月）に重度重複障害者に対し医療的ケアを行ったことを示す事実証明は一切存在しない。「市長等」も保有していない。また、佑啓会が「市」に提出した「平成30年度重心事業報告書」にも記載がなかった。

*当初から、佑啓会が運営する「ふる里学舎八千代」には、医療的ケアを必要とする重度重複障害者は在籍していなかった。このことを証明する事実は、以下のとおりである。

① 平成30年2月、八千代特別支援学校の進路指導の先生が「同年4月か

ら4名の重度重複障害者が、佑啓会が運営する「ふる里学舎八千代」に通所するが、医療的ケアを必要とする生徒はいない」と監査請求人に話した。

- ② 平成30年3月、「ふるさと学舎八千代」の施設長■■氏が「4月から重度重複障害者4名が、八千代特別支援学校から来るが、医療的ケアを必要とする人はいない」と監査請求人に話した。

*①②の事実並びに施設で看護師が行う医療的ケアは、「医師の指示書」が必要なことを平成30年5月監査請求人が障害者支援課長に伝えた。

- ③ 令和元年5月13日、八千代特別支援学校の進路指導の先生が「八千代市には、医療的ケアが必要な重度重複障害者を受け入れる生活介護事業所はない」と監査請求人に話した。

- ④ 令和元年7月、監査請求人が障害者支援課の■■氏、■■氏、■■氏の3名、また令和元年10月3日、健康福祉部■■次長、障害者支援課■■課長と面談した際、監査請求人は「補助金交付の審査には、佑啓会が医療的ケアを行ったことの実証が必要である。福祉施設で看護師が行う医療的ケアは、法令に基づき、医師の指示書、家族、利用者への説明書と同意書が必須であるから、確認する必要がある。また、「市長等」が指定した症例16項目の内、数項目は、処置内容によって医師の指示書が必要ない、介護職が出来る行為で、補助金交付の対象外である」と説明した。しかしながら、その基本的な知識を認識していた職員は、皆無であった。

担当者の一人は、監査請求人の「佑啓会は、医師の指示書を所有しているか」との問いに、「所有していないと思う」と回答した。

■■次長、■■課長は、「医療的ケアを行うのに医師の指示書が必要かどうか調べる。もし事実なら、佑啓会に今後注意するように伝える」と監査請求人に話した。

(10月3日の音声記録は、監査請求人が保有している)

この事実から、「市長等」は、平成30年3月の「補助金交付要綱」制定時から、医師法並びに保助看法に反する考え方で、本件行為を進めてきたことが解る。

- ⑤ 平成31年3月31日付で、佑啓会が八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金実績報告書に添付して市に提出した「平成30年度重心事業報告書」には、佑啓会が重度重複障害者に対し、医療的ケアを行ったことを示す報告は記録されていない。(重心とは、重度重複障害者のことである)

「平成30年度重心事業報告書」の内容(要約)は以下の通りである。

- (1) 4人の重度重複障害者の健康管理に留意した支援を行うことで、体調を崩すことなく登園できた。
- (2) 医療的ケアについて：今後、医療的ケアがある利用者の受け入れを想定し、看護師が痰の吸引、経管栄養注入等の研修に参加している。
- (3) 重心4人の「1日のスケジュール」は、朝のバイタルチェック、創作活動、機能訓練活動、入浴支援である。

この報告書から、佑啓会が重度重複障害者に対し、医療的ケアを行った実績がないことは明白である。

しかし、平成31年4月、佑啓会が市に提出した「重度重複者名簿」（黒塗りされている）に、3名の氏名、障害支援区分、実施したと称する医療的ケアの内容（40～55文字程度）が簡単に記述されている。

この報告書から、佑啓会が行ったとする医療的ケアは、重心の利用者が朝行っている16項目の症例の一つ、バイタルチェック＝バイタル管理と推測できる。

バイタルチェックとして行う自動血圧測定器による、血圧、脈拍測定、並びに体温、呼吸数等の体調管理は、どこの施設でも日常行っている行為で、これは医師の指示書を必要としない介護職ができる行為で、補助金交付の対象外である。

医師の指示書が必要で、補助金の対象となるバイタル管理は、例えば、利用者の急な血圧の変化、体温の上昇等の場合に備え、事前に受けた医師の指示書に基づき、看護師が適切な処置を行う行為であり、頻繁にあるケースではない。

*上記の黒塗りされている医療的ケアの内容が、監査権限で明らかになれば、この問題の核心部分は実証されると考える。

- ⑥ 「市長等」は、令和元年6月には、佑啓会が運営する「ふる里学舎八千代」が、平成30年4月、及び平成31年4月に医療的ケアを必要としている重度重複障害者の通所の受け入れを、人員不足等の理由で拒否していたことを把握していた。

このことは、「ふる里学舎八千代」には、元もと、医療的ケアを必要とする重度重複障害者は在籍していないため、補助金交付の対象外である。

*この件は、令和元年6月29日、障害者支援課と八千代市手をつなぐ親の会の意見交換会において障害者支援課が報告したものである。

「市長等」は、この事実を把握していたにも関わらず、佑啓会に交付した平成30年度分の補助金の再検証、再審査を行わなかった。

(3) 本件行為の違法、不当な理由。

上記(2)の①～⑥に記載した事実を「市長等」は、把握していたにも関わらず、佑啓会に補助金を交付した。

また、交付した補助金の再検証、再審査を実施しなかったことは、以下のとおり違法、不当な行為である。

- ① 本件行為は「補助金交付要綱」第3条、補助金の交付条件に反する違法行為である。

第3条第1項の(3)に「3人以上の重度重複障害者に対し、入浴、排せつ、及び食事の介護を提供し、並びに看護師が行う医療的ケアを行っていること」と明記されている。

佑啓会が医師の指示書に基づいて、医療的ケアを行った事実はなかった。

- ② 本件行為は「八千代市補助金等交付規則」第4条の交付の決定条件に反する規則違反行為である。

第4条第1項第1号に「補助金等の交付が法令、条例等に違反していないか」と明記されている。

また、「同補助金等交付規則」の実績報告、第12条第2項第4号に違反する行為である。「市長が補助事業等の実績を確認するための書類が必要」と明記されている。

補助金を交付するにあたり、佑啓会が医療的ケアを実施したと言う「自己申告書」だけの報告だけでは、実績の事実証明にならない。

「医師の指示書」がない医療的ケアは法令違反である。

利用者の生命にかかわる医療的ケアは、医師法並びに保助看法等を遵守し、「医師の指示書」家族または利用者への「説明兼同意書」等の書類が必須である。医療的ケアを行ったことを証明する書類を確認しないで、補助金を交付したことは、ずさんな審査と言わざるを得ない。

③ 「八千代市職員服務規程」第2条サービスの原則に反する不当行為である。

「職員は、公務の責任を自覚し誠実に服務しなければならない」とある。

「市長等」は、監査請求人が再三指摘したが、公務の責任を自覚せず、佑啓会に交付した補助金の再検証、再審査をしなかった。

④ 上記①②③の行為は、地方公務員法第32条「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」に反する違法行為である。

「職員は、法令、条例、地方公共団体の規則、規程に従う義務がある」と明記されている。

「市長等」は、保助看法、補助金交付要綱、八千代市補助金等交付規則並びに八千代市職員服務規程に反する行為を行った。

⑤ 上記①②③の行為は、地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」にあたる違法行為である。

法令違反並びに安易な補助金（公金）の交付は、市民の信頼を裏切り、その職の信用を著しく傷つけた行為である。

⑥ 上記①②③の行為は、地方公務員法第30条「サービスの根本基準」に反する違法行為である。

「職員は、公共の利益のため、職務の遂行に全力を挙げなければならない」と明記されている。

法令に基づいた医療的ケアの実績を精査、検証もせず、また、医療的ケアを必要としている重度重複障害者が通所していなことを把握していたにも関わらず、交付した補助金の再検証、再審査をしなかったことは、職務の遂行を怠った職務怠慢行為である。

(4) 本件行為による八千代市の損害について。

本件行為の結果、令和元年5月23日、八千代市は4,264,000円の損害を被った。

「市長等」は、医師の指導の基、家族または本人限定で行うことができる在宅医療としての「医療的ケア」と、医師法並びに保助看法に基づき、福祉施設等で行う「医療的ケア」を混同していた。

その結果、「市長等」は、平成30年3月に「補助金交付要綱」を制定した時点から、看護師は、医師の指示書並びに利用者への説明、同意書なしで「医療的ケア（医行為）」ができる。と言う誤った認識を持っていた。

また、市長が指定した医療的ケアの症例16項目の内、数項目が処置内容

によっては介護職が行える行為で、補助金交付の対象外と言う認識を持っていなかった。

「市長等」の医療的ケアについての基本的な知識の欠如と、法令の解釈を著しく誤ったことにより、利用者の安心安全の確保と法令遵守が全く機能していなかった。そのため「市」に多大な損害と不利益を与えた。

(5) 措置請求の内容。

- ① 早急に、「市」は、第三者委員会を設置し、佑啓会に支払った平成30年度分の補助金の再審査を行い、結果を議会で報告すること。
- ② もし「佑啓会」の補助金受給に不正な行為があった場合、また、再審査の結果が、「市」に過失があつて補助金を交付したことが明らかになった場合は「八千代市補助金等交付規則」第18条に則り、佑啓会に「補助金」の返還を求めること。また、もし佑啓会の行為が悪質と判明した場合は、刑事告訴すること。
- ③ 本件行為が、「市長等」の過失が要因で市に損害を与えたことが明らかになった場合は、「市長等」に賠償責任を含めた懲戒処分を下すこと。
- ④ 早急に、専門家を交えて「補助金交付要綱」並びに医療的ケア16項目の見直しの改善・改正を図ること。

2 監査委員の監査に代えて、個別外部監査に基づく監査を求める理由。

- (1) 本件監査は、医師法、保助看法、並びに症例の処置方法、処置内容等の専門的知識を有し、また、障害者施設における利用者の命に係わる安心安全な医療的ケアの実状と運営の知識を有する監査委員が不可欠である。
- (2) 「市」と佑啓会の関係は、下記の事実が示すように、不自然な関係が様々ある。

そのため、本件監査は、「市」並びに佑啓会と全く利害関係がなく、公正、公平、厳正な監査を必要とする事案である。

「市」と佑啓会の関係は、平成26年頃（佑啓会が八千代市福祉作業所の指定管理者になる1年前）から、癒着と言われても仕方がない様な関係が始まり、民設民営事業者の一般公募が始まる平成28年頃からは、誰が見てもおかしい出来事が度々あった。

最近の事例をあげれば、「八千代市重度重複障害者受入通所施設運営補助金交付要綱」は、一人でも多くの医療的ケアを必要とする重度重複障害者を受け入れるため、平成30年3月に制定したもので、市内の生活介護事業者すべてが対象であるが、制定以来、約1年8か月の間、佑啓会以外の事業者には、一切通知もなく公表もされなかった。

その間「市」は、佑啓会だけに優遇措置の便宜を図っていたことになる。（監査請求人の指摘で、令和2年1月に公表された）

*上記（1）（2）の理由により、監査委員の監査に代えて個別外部監査に基づく監査を求めるものです。

※事実証明書は省略